

## 次世代育成支援対策推進法に基づく

### 「JAあがつま一般事業主行動計画」

職員が能力を十分に発揮し、仕事と子育てや介護との両立が出来るよう働きやすい雇用環境整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間                    令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 当組合の課題

- 男性の育児休業取得の割合はまだまだ低いため、取得率を上げたい

3. 内 容

目標1    :    男性職員において産後パパ休業や育児休業の取得率を向上させる。

<対策>

- 令和6年4月～            それぞれの制度に関するリーフレット等を配布し周知・取得の促進を行う

令和6年4月1日